



平成 21 年 1 月 20 日

各 位

会社名 キューピー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 豊  
(コード番号 2809 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 佐々木 克彦  
電話番号 03-3486-3331

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 2 月 20 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第 8 条を削除するとともに、現行定款第 9 条以降の条数を各 1 条ずつ順次繰り上げるほか、現行定款第 9 条ないし第 12 条、第 14 条および第 45 条について所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては 1 年間の時限の扱いであるため、附則として所要の規定を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u>	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (削 除)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 会社法第 166 条第 1 項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 会社法第 166 条第 1 項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第 13 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社は、毎年 11 月 30 日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社は、毎年 11 月 30 日の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 43 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>45</u> 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 11 月 30 日、中間配当は毎年 5 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にこれを行う。</p> <p>第 <u>46</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>第 <u>48</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>44</u> 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 11 月 30 日、中間配当は毎年 5 月 31 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者にこれを行う。</p> <p>第 <u>45</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>第 <u>47</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 21 年 2 月 20 日 (金)  
平成 21 年 2 月 20 日 (金)

以 上